

平成 24 年 2 月

静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成24年 2 月13日 開会

平成24年 2 月13日 閉会

静岡県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠 員	1
説明のための出席者	2
職務のための出席者	2
開 会	2
日程第1 議席の指定について	2
日程第2 会議録署名議員の指名について	3
日程第3 会期について	3
日程第4 一般質問	3
日程第5 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について	4
日程第6 議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定に ついて	7
日程第7 議案第3号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療事業特別会計補正予算（第2号）	9
日程第8 議案第4号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	10
日程第9 議案第5号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療事業特別会計予算	11
閉 会	14

平成 24 年 2 月 静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

○議事日程

平成24年 2月13日（月）午後 3 時開会

- 日程第 1 議席の指定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 会期について
日程第 4 一般質問
日程第 5 議案第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第 2 号 静岡県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定について
日程第 7 議案第 3 号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8 議案第 4 号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 9 議案第 5 号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

○出席議員（16人）

- | | | | |
|--------|-------------|--------|-------------|
| （ 1 番） | 齋 藤 重 君 | （ 2 番） | 土 屋 篤 男 君 |
| （ 3 番） | 岩 崎 高 雄 君 | （ 4 番） | 吉 村 哲 志 君 |
| （ 6 番） | 土 屋 叡 太 郎 君 | （ 7 番） | 山 本 博 保 君 |
| （ 8 番） | 相 馬 宏 行 君 | （ 9 番） | 板 垣 紀 夫 君 |
| （10 番） | 若 林 洋 平 君 | （13 番） | 大 場 孝 侑 君 |
| （14 番） | 太 田 順 一 君 | （15 番） | 八 木 啓 仁 君 |
| （16 番） | 三 上 元 君 | （18 番） | 鈴 木 史 鶴 哉 君 |
| （19 番） | 石 原 茂 雄 君 | （20 番） | 石 井 直 樹 君 |

○欠席議員（3人）

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| （ 5 番） | 押 尾 完 治 君 | （11 番） | 太 田 長 八 君 |
| （12 番） | 栗 原 裕 康 君 | | |

○欠 員（1人）

○説明のための出席者（9人）

広域連合長	鈴木尚君	副広域連合長	原田英之君
副広域連合長	村松藤雄君	事務局長	岩崎卓芳君
事務局次長	高井晋一君	資格管理室長	大塚良暢君
保険料室長	西川達也君	医療給付室長	安藤弘君
電算室長	松井康則君		

○職務のための出席者（3人）

書記長	芹澤誠君	書記	赤池新吾君
書記	三浦孝仁君		

午後3時開会

○議長（吉村哲志君）ただいまの出席議員は16名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成24年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、私から諸般の報告として4点の報告を申し上げます。

初めに、議員の異動について御報告いたします。閉会中に、町議会議員区分から選出されておりました渡邊嘉郎議員が、昨年8月23日に任期を満了されました。このことにより、1人が欠員となりましたが、昨年10月18日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において齋藤重議員が当選されましたので、あわせて御報告いたします。また、市議会議員区分から選出されておりました滝口達也議員が、2月10日に任期を満了されましたので御報告いたします。

次に、本日、広域連合長から、議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてほか4件の議案が提出されております。

次に、監査委員から、平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査及び平成23年6月分から平成23年12月分の現金出納検査の結果について報告があり、お手元に配付してあります。

次に、2012年1月13日付けで、静岡県社会保障推進協議会会長林克氏及び静岡県高齢期運動連絡会会長杉山次郎氏から、後期高齢者医療制度の運用に関する陳情が提出され、陳情書の写しをお手元に配付してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（吉村哲志君）日程第1、議席の指定を行います。

議員の異動に伴い、改めて議席の指定を行います。新たな議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村哲志君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において土屋桑太郎議員及び山本博保議員を指名いたします。

日程第3 会期について

○議長（吉村哲志君）次に、日程第3、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（吉村哲志君）御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（吉村哲志君）次に、日程第4、一般質問に入ります。

発言通告により、八木啓仁議員の質問を許します。八木啓仁議員。

○議員（八木啓仁君）それでは、私の方から外来受診における高額療養費の現物給付化について質問をさせていただきます。

高額療養費支給制度は、医療の高度化傾向に対応し、被保険者の一部負担金の軽減を図ることを目的として実施されていますが、このうち、現在、入院については、窓口負担が一定額に留まるよう現物給付化されているところです。一方、外来受診においては、昨今の医療の高度化により高額な抗がん剤等が出現するなど、長期に療養している患者にとっては、一時的とはいえ非常に負担が重いものがあります。そんな状況の中、高額療養費制度のあり方については、医療保険財政に影響を与え、保険料財源を負担する保険者や医療関係者等の理解が欠かせないことから、一昨年来厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において数回にわたって検討されてきました。その結果、今回、高額な外来診療を受けた際の給付の仕組みが見直されることになり、本年4月より外来受診における高額療養費の現物給付化が施行されることとなりました。そのため、広域連合や市町の国保等の保険者は、実施に向けた準備を進めているものと承知しております。

この新しい仕組みは、当然に被保険者の負担軽減に配慮したものであると聞いていますが、この外来受診における高額療養費の現物給付化とは、被保険者にとってどのようなメリットがあるのか、また、この制度の対象となる被保険者は、どの程度の見込み人数となるのか、あわせて広域連合として4月実施に対しハード・ソフトなど、主な準備内容と状況についてお伺いします。

○議長（吉村哲志君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）御質問の外来受診における高額療養費の現物給付化につきましてお答えいたします。

現行の高額療養費の制度は、医療機関の窓口で被保険者に一部負担金を支払っていただき、一カ月の一部負担金の合計が一定の限度額を超えた場合、広域連合から被保険者に対し、超えた金額を高額療養費として払い戻しております。しかし、事務処理上、受診から払い戻しまで3カ月から4カ月程度の期間を要してしまいます。自宅で長期療養を余儀なくされ、毎月、数回の外来受診を必要としている人などは、受診のたびに一部負担金を支払う必要があり、後日、払い戻しがあるとはいえ、このような被保険者の場合、大きな負担となっております。

そこで、外来受診において、医療費のうち、被保険者が一つの医療機関に一カ月当たり支払う一部負担金を一定の限度額までにとどめ、残りは保険者が医療機関に直接給付する仕組みとするものでございます。これにより、長期にわたって外来受診により療養している人や低所得者にとって、一時的に高額な負担をすることがなくなるなどの負担軽減が図られるものであります。

次に、対象となる被保険者数についての御質問ですが、当広域連合の直近のレセプト、これは昨年の11月診療分になりますが、調査をしたところ、6,000人程度の被保険者がこの制度の対象となると推計しております。また、この制度の開始に当たり、電算改修等の必要はありませんが、被保険者に対する周知が必要となることから、当広域連合では、被保険者向けの送付物への記載やホームページでの情報提供を実施してまいります。さらに、各市町におきましても、広報誌への掲載や対象者への通知等を行い、制度の周知に努めていただくこととなっております。

○議長（吉村哲志君）再質問はありますか。

○議員（八木啓仁君）ありません。

○議長（吉村哲志君）以上で、八木啓仁議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第5 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（吉村哲志君）次に、日程第5、議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、法律で保険料は2年を通じて広域連合の財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされておりますので、法律の趣旨に沿って、平成24年度及び平成25年度の保険料率等を変更するため、当該条例の一部を改正するものでございます。主な内容は、

平成 24 年度及び平成 25 年度の所得割率を 100 分の 7.39 とし、被保険者均等割額を被保険者 1 人につき 3 万 7,900 円とすること及び中低所得者層の負担軽減のため保険料の賦課限度額を 55 万円とするものがございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉村哲志君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。あらかじめ、土屋篤男議員から質疑の通告がありますので、発言を許します。土屋篤男議員。

○議員（土屋篤男君）それでは、保険料の算定について質疑させていただきます。

今回、議案第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてにおいて、平成 24 年度及び 25 年度の保険料の改正案が示されております。この改正案によりますと、所得割率が 7.11%から 7.39%へ、均等割額が 3 万 6,400 円から 3 万 7,900 円へ引き上げとなっております。保険料は、御承知のとおり、医療給付費の約 10%を賄うこととされており、現役世代の負担金約 40%と公費 50%とともに重要な財源です。したがって、被保険者一人一人に応分の負担をしていただくことで、この制度を支えているものと認識しております。

医療費が年々増加している中、健全な財政運営を行っていくために、法律の趣旨に沿って保険料の改定を行ったものと思っておりますが、そこで、平成 24 年度及び 25 年度の保険料の改定に当たり、引き上げとなる要因について、まず、お伺いします。

○議長（吉村哲志君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）お答えいたします。

今回の保険料の算定を行う上で、保険料の引き上げとなった要因は、主に 2 点ございます。まず、1 点目として、1 人当たり医療費の増加です。この 1 人当たり医療費は、毎年増加している状況にあります。過去の伸び率を根拠に、平成 24・25 年度ともに、2.46%の上昇を見込んでおります。2 点目として、後期高齢者負担率の上昇です。御承知のとおり、医療給付費に対する財源として、公費負担のほかに保険料で約 10%、現役世代からの負担金で約 40%を賄うこととなっております。国が、世代間の負担の公平性を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口の構成比をもとに、後期高齢者負担率を 10.26%から 10.51%に見直したことによるものです。

以上の 2 点が、保険料の増加の大きな要因となっております。

○議長（吉村哲志君）再質疑はありますか。土屋篤男議員。

○議員（土屋篤男君）2 回目の質疑です。

保険料の引き上げとなる主な要因として、1 人当たり医療費の増加と後期高齢者負担率の増加であると理解いたしました。しかしながら、このような状況では、今後相当の保険料の増加が見込まれることとなるのではないかと思います。

そこで、剰余金あるいは基金を取り崩し投入することとして、保険料を抑制したと理解して

おりますが、それでは、条例改正案の保険料率とするために、具体的にどのような対策を講じたのかお伺いします。

○議長（吉村哲志君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）保険料の抑制についてお答えします。

昨年10月の厚生労働省からの通知に、「保険料の増加を適切な水準とするため、剰余金や財政安定化基金を活用すること」とあります。そこで、保険料は、2年間の財政運営期間における1人当たり医療給付費の水準を基礎として設定されることから、今後の財政運営期間における1人当たり医療給付費の伸びを保険料の増加の適切な水準と考え、この水準に保険料率を設定することにより、不足する財源として剰余金及び基金を活用することとしました。

この結果、平成23年度決算見込みにより算出した剰余金約31億円と財政安定化基金交付金約17億5千万円を活用し、保険料の増加を適切な水準となるよう抑制しました。具体的には、所得割率を0.59%、均等割額を2,500円抑制することとなります。保険料ベースでは1人当たり平均4,089円の抑制が可能となり、1人当たり平均保険料は6万1,813円となります。

なお、前回の1人当たり平均保険料より3.77%の上昇となりますが、今回、基金等活用することで10.64%の上昇から3.77%に抑制することになります。

○議長（吉村哲志君）再質疑はありますか。土屋篤男議員。

○議員（土屋篤男君）3回目の質疑です。

剰余金や基金を活用し、1人当たり平均保険料を4,000円ほど抑制することができるというのですが、被保険者にとっては保険料が値上げとなることには変わりありません。

特に、後期高齢者医療制度は、低所得者世帯に配慮した対策が講じられていると認識しておりますが、今回の改正により、変更などがあるのか、その状況についてお伺いします。

○議長（吉村哲志君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）お答えいたします。

被保険者の低所得者世帯の対策につきましては、従前どおり、国の特別対策がとられることとなっております。内容につきましては、法に基づく均等割7割軽減の被保険者については、国の特別対策により8.5割軽減または9割軽減となります。具体的な例としまして、例えば年金収入80万円以下の被保険者単身世帯の場合は、均等割が9割軽減され、保険料は年間3,700円となります。また、年金収入153万円以下の被保険者単身世帯の場合は、均等割が8.5割軽減され、5,600円となります。そのほかとしまして、被用者保険の被扶養者から現行制度へ移行した被保険者につきましても、均等割の9割軽減が継続されます。

なお、9割軽減となる被保険者は年間100円、8.5割軽減となる被保険者は200円の負担増となってしまいますが、前回据え置いておりますので、今回、制度開始以来の引き上げとなります。

以上の特別対策の対象となる被保険者は約19万人で、全体の被保険者のうち約40%で、この割合は前回の改定時と同程度となっておりますので、引き続き、低所得者世帯に配慮したも

のと考えております。

なお、参考までに申し上げますと、例えば年金収入 211 万円までの被保険者につきましても、特別対策である所得割 5 割軽減が継続されることとなっております。

○議長（吉村哲志君）以上で、土屋篤男議員の質疑を終わります。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（吉村哲志君）御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、可決されました。

日程第 6 議案第 2 号 静岡県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定について

○議長（吉村哲志君）次に、日程第 6、議案第 2 号 静岡県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定についてを議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 2 号 静岡県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定についてでございますが、広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき作成するものでありますが、現在の広域計画が平成 23 年度をもって計画期間が満了することに伴い、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 カ年を計画期間とする第二次広域計画を策定するものでございます。

現在、新たな制度創設の動きがございますが、現行制度が続く限りは、被保険者の皆様に不安を与えることなく、安定した制度運営をしていくことが肝要であると考えます。このような状況において、現在の広域計画に沿って安定した制度運営がなされていることにかんがみ、第一次広域計画の基本方針を踏襲した内容とし、これまでの実績と課題に向けた基本施策等で構成してあります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉村哲志君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。あらかじめ、岩崎高雄議員から質疑の通告がありますので、発言を許します。岩崎高雄議員。

○議員（岩崎高雄君）それでは、質疑をさせていただきます。

議案第 2 号の広域連合第二次広域計画の策定についてでございますが、御承知のとおり、一昨年末に、国の後期高齢者医療制度改革会議は、現行制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設する方針を打ち出しました。その後の政府・与党による社会保障・税一体改革の中で、現行制度の廃止と新たな制度の検討がされてきていますが、反対意見もあることなどから、依然と

して現行制度の先行き不透明な状況が続いています。

このような中ではありますが、現行制度が存続する間においては、高齢者が安心して医療を受けられる制度として安定した運営を行っていかなくてはなりません。そのためには、当広域連合における制度運営の根幹とも言える広域計画に沿って、関係市町はもとより、県と連携した制度運営が望まれるところであります。

現に、そのような運営がなされているものと認識しているところでありますが、そこでお尋ねいたしますが、このように現行制度の存続等について甚だ不透明な現状にある中、この第二次広域計画は、どのような考えを基本に置き、どのような手順で策定されたのか伺います。

○議長（吉村哲志君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）第二次広域計画策定における基本的考え及び手順についてお答えいたします。

広域計画は、地方自治法に基づき、後期高齢者医療制度の実施に関し、広域計画の概要、基本方針並びに広域連合及び関係市町が行う事務に関する事等について策定するもので、現在、この広域計画に沿って安定した制度の運営に努めておりますが、現行の広域計画は、平成 23 年度末までの計画となっております。

今回の第二次広域計画は、現行制度開始後 3 年を経過し、これまでの実績、課題や基本的施策等を新たに盛り込み、また、新制度への移行についても配慮した上で、安定的な制度運営のため、関係市町との連携及び役割分担をより明確にすることが重要であるとの認識のもと策定いたしました。

この第二次広域計画策定における基本的な考えとしまして、5 点ほどございます。

1 点目として、現行制度は、周知が進み、現在の広域計画に基づき、円滑に事業が実施されておりますので、第一次広域計画の基本方針を踏襲するというものでございます。

2 点目として、現行制度は、先行き不透明な状況ですが、もし、新制度が創設されることとなった場合には、被保険者等に不安や混乱が生じることのないよう新制度への移行を円滑に進めるため、新たな高齢者医療制度の創設に関する国の動向を注視するというものでございます。

3 点目は、計画期間でございますが、現時点においては、現行制度の廃止の有無や時期が明確になっておりませんので、第一次広域計画を踏襲し、計画期間を平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間とするとしております。

4 点目として、国は、市町村国保の財政運営の都道府県単位化を進めるとしております。その第 1 段階として、現行制度が廃止となった場合、新制度となる 75 歳以上の高齢者が加入した国保は、都道府県単位の財政運営を行うとしておりますので、県の策定した静岡県国民健康保険広域化等支援方針と整合性を持った内容とするというものでございます。

5 点目として、現行制度開始後の 3 年間の実績と共に、現行制度の安定運営のための課題や施策も明らかになってきております。特に、高齢者の健康づくりの推進や医療費の適正化を図っていくことが重要となってきておりますので、第二次広域計画には実績や課題等を盛り込む

というものでございます。

以上の5点を基本にして、策定いたしました。

次に、第二次広域計画を策定した手順でございますが、昨年7月に開催いたしました関係市町との担当課長会議において、第二次広域計画策定スケジュール等について広域連合事務局の考えをお示しし、御理解いただきました。その後、広域連合事務局にて第二次広域計画の素案を作成し、8月には関係市町を代表して6市町の職員にお集まりいただき、素案について十分な検討を行っていただきました。ここで提案された意見を反映させた素案を、10月に開催いたしました関係市町の担当課長会議でお示しし、各市町においても検討いただくようお願いしましたところ、本素案をもって全市町の了承をいただいたものでございます。この第二次広域計画案につきましては、昨年12月、県に対しまして説明をいたしましたところでございます。

以上の手順を経まして第二次広域計画を策定し、この2月定例会に議案として上程いたしました次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉村哲志君）再質疑はありますか。

○議員（岩崎高雄君）ありません。

○議長（吉村哲志君）以上で、岩崎高雄議員の質疑を終わります。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第2号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（吉村哲志君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、可決されました。

日程第7 議案第3号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉村哲志君）次に、日程第7、議案第3号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の11ページをお願いします。

議案第3号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、主な内容は、国が低所得者等に対する保険料軽減策を平成24年度も継続し実施することを決定したことに伴い、今年度中に国から円滑運営臨時特例交付金が交付されるため、これを臨時特例基金に積み立てるなど、必要な補正を行うもので、特別会計歳入歳出予算をそれぞれ18億9,471万9千円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村哲志君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第3号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（吉村哲志君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、可決されました。

日程第8 議案第4号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

○議長（吉村哲志君）次に、日程第8、議案第4号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の25ページをお願いします。

議案第4号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,564万円と定めます。

第2条は、歳出予算については、各項間で過不足を流用できるものといたしております。

次に、28ページ、第1表歳入歳出予算のうち歳入の主なものでございますが、1款1項負担金は、県内市町の負担金でございます。2款1項国庫負担金及び3款1項県負担金は、保険料の不均一賦課による差額分の補填でございます。4款1項財産運用収入は、財政調整基金の運用利子、6款1項繰越金は、23年度決算による繰越金でございます。

次に、29ページの歳出のうち主なものでございます。1款1項議会費は、議員報酬や会議旅費等でございます。2款1項総務管理費は、事務局職員9名の人件費負担金や事務所賃借料等の庶務的経費でございます。2項選挙費は、選挙管理委員会の開催経費、3項監査委員費は、例月出納検査等の監査の実施に要する経費でございます。3款1項社会福祉費は、保険料の不均一賦課に係る国県負担金相当額を特別会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村哲志君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第4号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（吉村哲志君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、可決されました。

日程第9 議案第5号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計予算

○議長（吉村哲志君）次に、日程第9、議案第5号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の43ページをお願いします。

議案第5号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,490億1,542万8千円と定めます。

第2条は、債務負担行為のできる事項、期間及び限度額を定めます。

第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を200億円と定めます。

第4条は、歳出予算については、各項間で過不足を流用できるものといたしております。

次に、46ページ、第1表歳入歳出予算のうち歳入の主なものでございますが、1款1項市町負担金は、県内市町からの事務費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金及び療養給付費負担金でございます。2款1項国庫負担金は、国からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。2項国庫補助金は、国からの調整交付金及び健康診査事業費補助金でございます。3款1項県負担金は、県からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。2項財政安定化基金支出金は、県の財政安定化基金からの交付金でございます。4款1項支払基金交付金は、国民健康保険等の医療保険からの後期高齢者交付金でございます。5款1項特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療の給付に対する交付金でございます。8款1項一般会計繰入金は、保険料の不均一賦課に係る国県負担金の一般会計からの繰り入れでございます。2項基金繰入金は、低所得者世帯の保険料軽減策等の財源とするため、臨時特例基金からの繰入金でございます。

次に、47ページにかけてとなりますが、9款1項繰越金は、平成23年度決算による繰越金でございます。11款3項雑入は、第三者行為による納付金が主なものでございます。

次に、48ページの歳出のうち主なものでございますが、1款1項総務管理費は、業務運営に係る経費で、医療費通知等の通信運搬費、被保険者証の作成業務や診療報酬明細書点検業務等計16件の委託料、電算機器等のリース料のほか、事務局職員21名の人件費負担金が主なものでございます。2款1項療養諸費は、療養給付費等でございます。2項高額療養諸費は、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。3項その他医療給付費は、葬祭費でございます。

3 款 1 項県財政安定化基金拠出金は、県が設置する財政安定化基金に積み立てる拠出金でございます。5 款 1 項健康保持増進事業費は、被保険者の健康診査費でございます。9 款 1 項予備費は、歳入歳出の見込み額の差額を計上しております。

次に、49 ページ、第 2 表債務負担行為でございますが、平成 19 年度から導入している電算機器等が、平成 24 年度中に耐用年数の 5 年を超過するため、平成 24 年度後半に、新たな電算機器等の導入を平成 29 年度までのリース契約にて予定しておりますことから、事務機器等賃借料につきまして、平成 25 年度から 29 年度までを期間として、4 億 9,134 万 6 千円を限度額と設定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村哲志君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。あらかじめ、土屋衆太郎議員から質疑の通告がありますので、発言を許します。土屋衆太郎議員。

○議員（土屋衆太郎君）私の質疑は、事務機器等賃借料の債務負担行為についてであります。

議案書の 49 ページにあります第 2 表債務負担行為についてお尋ねします。これには、事務機器等賃借料について、平成 29 年度までの 5 年間で限度額 4 億 9,134 万円余とあります。これは、広域連合で使用している電算機器等のリース契約を行うと聞いていますが、5 年間の契約とはいうものの、多額の経費を必要としています。

そこで、この事業の内容とその財源は何かお伺いします。

○議長（吉村哲志君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）事務機器等賃借料の債務負担行為の事業内容につきましてお答えいたします。

この事務機器等は、広域連合と関係市町とが連携して、日々の業務である資格管理や給付状況、保険料賦課情報等を処理するため、広域連合で使用する電算処理システムでございます。現在使用している広域連合の電算機器について、平成 24 年度中に耐用年数の 5 年を超過するため、平成 24 年度後半に新たな電算機器に更新しようとするもので、平成 29 年度までのリース契約を予定しているものでございます。

なお、リース契約を予定している電算機器は、各種業務の処理やデータ管理などを担うサーバー、コンピュータのことですが 25 台、広域連合事務局職員が使用するパソコンが 40 台、そのほか広域連合と市町をつなぐネットワーク機器やそれぞれの機器で使用するソフトウェアなどが主なものでございます。

次に、財源についてでございますが、この事業に係る財源は、市町からの負担金となります。そのため、昨年 11 月に全国後期高齢者医療広域連合協議会において、機器更新に必要な経費は国で負担するよう要望しているところでございます。

○議長（吉村哲志君）再質疑はありますか。土屋衆太郎議員。

○議員（土屋衆太郎君）再質疑いたします。

新しい電算機器を5年リースで更新をするとのことですが、後期高齢者医療制度をめぐっては、政府与党の方針として、現行制度を廃止し、都道府県を主体とした新制度を創設するとも言われております。このような状況の中で、電算機器の入れ替えについて、5年間の契約をすることについて疑問に思うところがあります。

そこで、どのような考えにより機器更新の判断をしたのかお伺いします。

○議長（吉村哲志君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）2回目の質疑に対し回答をいたします。

このたびの電算機器の更新につきましては、厚生労働省及びこのシステムの開発元である国民健康保険中央会からの指示によるもので、全国の広域連合とその関係市町村の電算機器が対象となります。

現行制度の廃止につきましては、本年1月、政府・与党による社会保障・税一体改革素案が正式決定しましたが、その中身は、廃止の有無や時期について不透明な状況にあります。仮に、新制度へ移行することとなった場合にも、一定の準備期間が必要であり、万一リース契約期間内に制度廃止になったとしましても、直ちに現行制度の業務がなくなるわけではなく、給付、保険料等の残務処理などを行う必要があるため、廃止後数年間は、現行制度の電算システムを稼働させる必要があると考えております。

なお、参考までに申し上げますと、現在使用している電算機器について、耐用年数を超えてさらに稼働させた場合、故障に対応することができなくなるなど、現行制度の業務運営に支障を来すおそれがあります。

このような状況により、制度の先行きは不透明ではありますが、このタイミングでの電算機器入れかえは、やむを得ないものと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉村哲志君）再質疑はありますか。

○議員（土屋糸太郎君）再質疑はありません。

○議長（吉村哲志君）以上で、土屋糸太郎議員の質疑を終わります。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第5号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（吉村哲志君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、可決されました。

○議長（吉村哲志君）以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。広域連合長。

○**広域連合長（鈴木尚君）** 2月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、後期高齢者医療に関する条例の一部改正を初めとして、平成24年度の一般会計予算、特別会計予算など、各種議案について御議決を賜り、まことにありがとうございました。今後も、後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様からいただく御意見はもとより、国の動向を十分に把握し、市町としっかり連携を図りながら業務に精励してまいります。

議員各位におかれましては、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして簡単ですがごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○**議長（吉村哲志君）** これにて、平成24年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございました。

午後3時50分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 吉 村 哲 志

議 員 土 屋 粂 太 郎

議 員 山 本 博 保